

## 奈良工業高等専門学校進路対策協議会規程

平成14年4月 1日制定

令和 7年3月13日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に進路対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、学生の進路対策についての基本的方針を協議し、各科間の連絡調整を図る。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長（教育担当）
- 二 副校長（学生担当）
- 三 副校長（専攻科・研究推進担当）
- 四 一般教科及び各専門学科主任
- 五 学生課長

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、前条第一号及び第二号の委員のうちから校長が指名した者をもって充てる。

(議長)

第5条 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。

(事務)

第6条 協議会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校進路対策協議会要項（平成2年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。